

社会福祉法人 健恒会 健恒会ショートステイ

ショートステイ利用案内

「重要事項説明書」

1. 事業者等

運営法人名	社会福祉法人 健恒会
法人代表者	理事長 細野 隆也
所在地	千葉県船橋市金杉町 141-2
施設の名称	社会福祉法人 健恒会 健恒会ショートステイ(併設型・空床型)
介護保険指定番号	千葉県第 1270902149 号
施設所在地	千葉県船橋市金杉町 141-2
施設長氏名	細野 静
電話番号	047-429-4165
FAX番号	047-430-8165
ホームページ	www.kenkohkai.org

2. ご利用頂ける方

市町村の行う要介護認定にて、「要支援 1・2」「要介護 1～5」と認定された方で、他に感染の恐れのある疾患がない方が対象となります。

3. 事業の目的と運営の方針

[事業の目的]

介護保険法の理念に基づき、施設を利用される要介護者等(以下、「利用者」という。)に対して、施設サービス計画(以下、「ケアプラン」という。)に基づいて、食事・入浴・排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上のお世話、健康管理及び療養上のお世話を目的とします。

4. ご利用料について

別紙「利用料金表」をご参照ください。お支払いは、ご利用月月末に締め、翌月中20日頃に請求書を発行致します。領収書は入金を確認後翌月(当月より2ヶ月)に発行致します。例えば、1月利用料の請求書は2月20日頃発行し、領収書は3月20日以降となります。

ご利用者が契約終了後も退去されない場合等は、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をご負担して頂きます。早急にお荷物をお持

ち帰り下さるようご協力を願い致します。退所後、1ヶ月を経過してもお荷物を引き揚げて下さらない場合には、物品の保管、管理手数料等を頂き、契約者様が身元引受人様に着払いでお送りします。

5. 介護保険で利用できる施設サービス

4日以上ご利用の方はケアプランを作成致します。ケアプランとは、ご利用者がその心身の状況や生活環境に応じて適切にサービスを利用できるよう、個別にサービスの種類・内容・頻度等を定めた計画のことです。ケアプランは、ご本人又はご家族等に説明し同意を頂きます。

新規ご利用の場合、ご利用前にお預かりしたご利用者の情報を基にケアプランを作成しサービス担当者会議で検討後ご利用日初日にご本人又はご家族等に説明し、同意を得て署名捺印後写しをご本人又はご家族等に交付します。

ケアプランに基づいて次のようなサービスがご利用頂けます。

①食事について

配膳時間は、朝食 7時30分頃、昼食 11時30分頃、夕食 17時30分頃になります。(食事時間にご希望がある方はご相談下さい。)ご自分でお召しあがれない方は介助をします。

嚥下・口腔機能等状態や健康状態によって主食は御飯・軟飯・全粥・ソフト粥・ペースト粥、おかずは普通食・軟菜食・ソフト食・ペースト食を用意します。

嗜好については出来る範囲で対応しますので、ご希望がありましたらお知らせ下さい。

基本的に自立支援の為、食堂での食事になります。ご家族等が面会の際にはご希望により各フロアの「ほっとステーション」や「1Fロビー(東館)」でもお召し上がり頂けます。

食事は施設生活の中で楽しみの一つです。季節ごとの献立を考え、月に3~4回程度の行事食(11月~3月の期間はお刺身を含めて)を取り入れています。郷土料理以外の行事食(330円~1,100円程度)、特別なおやつ(220円程度)、ドリンクバー(1杯40円程度)など特別な献立については別途料金を頂きます(別紙参照)。

契約時ご希望の有無を確認します。

②入浴について

週2回行っております。身体状況によって、特別浴室(寝たまま入浴するタイプ)・個別浴室(車椅子のまま入浴するタイプ・通常より大きめの浴槽へ自分で入浴するタイプ)のいずれかをご利用となります。ご利用者の状態により、安全に入浴できる方法で職員が介助します。(入浴が出来ない場合は清拭を行います)入浴される方の状態によっては、入浴回数の変更又は中止する場合もございます。

[特別浴室] 全身を横にしたままの状態で、微粒状のシャワーが皮膚の刺激となり水圧を利用して全身を洗います。浴槽に入らない為、入浴時の体力消耗が少なくなります。

[リフト浴室]

浴室用車椅子に乗った状態で入浴するタイプです。

[一般浴室]

自立又は介助で通常の浴槽に入浴するタイプです。(東館のみ)

③排泄について

身体状況等により、安全に排泄出来る様に居室へのポータブルトイレの設置やトイレへの誘導や見守り等必要な介護を行います。

おむつをご利用の方は、ご利用者の状況により交換致します。おむつ代は施設負担となります。(ご自宅でご利用されている物をお持ち頂いても結構です。)

④健康管理について

看護職員による健康管理を行います。入浴日の検温・血圧測定・毎日の内服薬の管理や健康状態の観察を行います。看護部の判断で、本人の様子に変化があった場合はご家族にご連絡を致します。至急、ご家族で受診等の対応をお願いします。

11月～3月頃ご利用の方は、集団生活の為、感染予防の観点から必ずインフルエンザ等の予防接種を受けてからご利用となります。(施設入居者は毎年11月頃、全員インフルエンザの予防接種を行います)

又、施設内でインフルエンザが流行した場合に施設嘱託医の判断で抗インフルエンザ薬の予防投与が必要となった際には、ご家族が主治医等へご相談の上予防投与をして頂くか、退所頂くこととなりますのでご了承願います。

*協力歯科医療機関については、下記の通りです。

協力歯科医療機関	医療法人社団 健恒会 船橋日大前さくらパーク歯科 TEL047-468-8217 医療法人社団 健恒会 薬円台歯科 TEL047-461-4182 往診日 歯科医師 1～2回/週 歯科衛生士 5回/週 (緊急時は随時対応致します) ※診療日・時間は都合により変更になる場合もございます。
----------	---

⑤日常生活上のお世話について

日常生活動作の自立支援を念頭においていた衣類の着脱・洗顔・離床・体位変換・整容等の介助を努めます。シーツ交換は週1回行います。汚染時は随時交換致します。汚れが気になる際は職員にお声かけ下さい。

また、日常生活を送る上で必要となる生活機能の改善または維持の為に、寝たきりの防止を念頭に日常生活上のレクリエーション、離床(なるべくベッドで過ごさないようにすること)に努めます。

日常生活品は施設でも用意できます。面会時に不足用品を確認しお早めにお持ち下さい。(別表参照)

◆日常生活品 齒ブラシ・歯磨き粉・トイレットペーパー・オムツ等

⑥相談及び援助について

当法人は、ご利用者・窓口担当者様からのご相談に隨時応じ、必要な情報の提供や支援を行います。ご相談内容によっては看護職員等が対応させて頂く場合もございます。

⑦保険証の取り扱いについて

「介護保険被保険者証」・「介護保険負担限度額認定証」・「介護保険負担割合証」・「健康保険者証」・「診察券」等はコピーをお預かりします。

6. 保険給付対象外サービス(ご利用された方のみ実費をご負担して頂くものです)

①理髪

月数回の理髪サービス(有料・実費相当)がご利用出来ます。ご希望の方はお申し付け下さい。

②日常生活品の購入

面会時に必ずご本人様の用品をご確認して頂き、必要な物はご家族等でご用意下さい。なお、お持ちになれない場合には施設より提供致します。(実費相当)

③ご利用者の選定により提供するもの

外注による食事(栄養補助食品を含む)・日常生活品の購入・外出の際の費用等は、ご利用された方のみご負担頂きます(実費相当)

④立替金管理料

立替金管理料とは施設内でご利用される医療費・薬代・理髪サービス・移動販売のパン屋等保険給付対象外のサービスの支払いを立て替えた場合の手数料(750円)です。

7. 施設利用の際に御留意頂く事項

介護老人福祉施設は、従来からの特別養護老人ホームと同じように、身体的・精神的に介護を必要とする状態の方々が利用されております。施設は集団生活の場でもあり、生活上の決まりも必要です。なるべく個別的な対応を尊重しますが、設備、ご利用者の状況(介護度の高い方、又認知症の方が多く入所している為)等の制約で個別的な対応が難しい場合もございますので、ご理解の程お願いします。

①面会について

ご面会時間は午前9時から18時までです。なお、夜間の職員体制上時間厳守でお願いします。但し、面会時間外の緊急の連絡や来所の場合は宿直者が対応致します。面会時は、受付にて備え付けのカード必要事項をご記入の上、入館証を首から下げて携帯しご面会をお願いします。面会証を携帯されていない方は退去して頂きます。

ご面会時の差し入れは当日のご利用者の体調等によりご遠慮頂く場合もございますので、必ず職員に声をお掛けください。居室や各フロアの「ほっとステーション」「1階ロビー(東館)」でのご家族等と一緒に飲食は問題ありません

せんが、居室等に保管されますと食中毒、誤嚥による窒息等の恐れがありますので、残ったものは必ずお持ち帰り願います。健康管理上、召し上がられた量と内容について職員へお申し出下さい。

フロア外へ散歩等をなされる時やご家族等がお帰りになる時は、必ずフロアの職員に声をお掛け下さい。

毎月第2・4 土曜日の健恒会ライブ等は、ご家族等とご利用者との思い出の時間を過ごして頂く為に開催しています。ご家族等も是非ご参加、ご協力をお願いします。

インフルエンザ等感染症流行期には急遽面会を自粛して頂く場合がございます。(感染症流行期には症状は無くてもウイルス保菌などの可能性がある為) 感染症流行期には事前に電話を頂き、面会制限中かをご確認の上来所頂くことをお勧めします。

尚、職員への進物は一切お受けできませんので、ご了承下さい。

②電話連絡について

相談員・介護支援専門員・看護職員の勤務時間が9時から18時となっておりますので、その時間内の連絡にご協力下さい。尚、非通知の電話は受けつけませんのでご協力をお願いします。施設より電話連絡を受けた際は、速やかに折り返しの連絡をお願いします。緊急時以外でも施設が必要と判断した場合には、緊急連絡先①~③以外のご家族等へ連絡をする場合がございます。

18時から翌朝9時までは夜勤の介護職員が対応します。その時間は施設の代表電話番号は繋がりません。

なお、下記番号から連絡があった場合には、必ず折り返しのお電話をお願いします。

18時~9時緊急時用携帯電話 A. 070-1240-9232 B. 090-2400-3121

施設の防犯管理上、又夜間介護職員は3~4人体制の為、上記携帯電話へ緊急時以外の連絡はご遠慮下さい。

③ご家族等の住所などの変更について

住所、電話番号等に変更があった場合には速やかに相談部までご連絡下さい。ご連絡がない場合の緊急時の連絡は責任を負いかねます。又、変更のご連絡を入れて頂けない場合は契約が無効となる場合もございます。

④ご家族等へのお知らせについて

各フロアーエレベーター横、又1階ロビーの「連絡ボード」に掲示されているお知らせ等は、ご来所時に必ずお読み下さい。

⑤所持品の持ち込みについて

ご利用時に必要な所持品は別紙にてご案内致します。電化製品等をお持込みする際は、あらかじめ相談員にご相談の上「入居時持込品」の書類をご提出下さい。その書類の提出がなされない場合には責任を負いかねます。尚、持ち込まれた物品(電化製品や車椅子など)について、修理やメンテナンスを要する際には必ずご家族等で対応をお願いします。

⑥居室・設備・器具等の利用について

施設内の居室・設備・器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。老朽化による汚れ以外や、利用方法の間違い等で設備・備品を破損・汚染した場合(介護職員が原因ではない破損等)は、直ちに修繕をお願いします。

⑦迷惑行為等について

無断で他ご利用者様の居室への入室(認知症等の症状による無断での居室の出入りは除外)、食べ物(食品衛生上、又誤嚥の恐れがある為、食事制限をされている方もいらっしゃる為)や物品のやり取りは施設内では禁止しています。ご理解頂けない場合は、他のご利用者に健康上の問題が発生する場合があり、退所のご相談をさせて頂きます。

また他のご利用者及び家族様の迷惑となるような宗教活動・政治活動・営利活動その他の行為も禁止しております。

⑧喫煙について

館内及び施設内は全て禁煙となっておりますのでご了承ください。又ご面会者においても同様となっております。ご利用者の安全確保の為ご協力下さい。(喫煙場所は職員玄関の外と自家用車内でお願いしております。)

⑨携帯電話について

ご利用者の携帯電話の持ち込みは禁止となっておりますのでご了承下さい。ご家族等においては館内の携帯電話のご利用は個室の居室内(東館のみ)・各フロアのほっとステーションもしくは1階ロビーにてご利用下さい。

⑩外出(敷地内より外に出る場合)・外泊他について

外出・外泊届は記入しできるだけ事前に施設にご提出下さい。事故防止の為ご利用者単独での外出は禁止しております。又、健康上の理由や感染症の流行期等により外出・外泊をご遠慮して頂く場合もございます。施設の敷地から出る場合は必ず外出届に介護職員の承認を受け1階受付までお持ち下さい。

外出・外泊の為に食事をご利用されない場合は、前日17:00までに相談部にお申し出ください。但し行事食の場合は1週間前までにお申し出をお願い致します。外出・外泊を前日17:00以降に申し出た場合は、日数分の食費を頂くことになります。

⑪衣類等の持ち込み品について

衣類等には必ずサインペン等で名前の記入をお願いします。名前の無い衣類等の持ち込み品については管理上責任を負いかねます。

洗濯は大型の洗濯機、乾燥機を使用し、感染予防の為に消毒液を使用していることからご家庭で洗濯をするよりも消耗が早くなります。又、洗濯時にシミが残ってしまう場合や色合いが変わってしまう場合もございますので、ご了承下さい。

毛製品・ドライ製品の持込みはご遠慮下さい。これらの物をお持ち込みなった場合、施設では一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

※嘔吐等で衣類やクッション等の持ち込み品が汚れてしまった場合、集団感染の恐れがある為、即日廃棄させて頂きますのでご了承下さい。

8.事故発生時の対応及び損害賠償

施設は、サービス提供中に、利用者の生命・身体・財産に対して事故が発生した場合には、速やかにご利用者及び身元引受人様等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。但し、天変地異や施設側に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

9.情報公開等について

(1) 情報公開について

ご利用者やご家族等の皆様及び関係者の皆様に、施設運営や法人運営に関するここと等を閲覧で公開しております。情報公開申出書をご記入の上、事務所受付に提出して下さい。一ヶ月程度お時間を頂きます。

ご利用者やご家族等からのご意見・ご要望を把握する為に船橋市介護相談員の受け入れを行っております。それに伴い、その活動に必要な情報を提供する場合がありますのでご了承下さい。船橋市介護相談員はご家族等のご相談もお受けいたしております。各階エレベーター横の「連絡ボード」に訪問予定日が掲示しております。ご利用者のみならずご家族等も是非ご相談下さい。船橋市介護相談員は船橋市の委任を受けておりますので、守秘義務があり匿名での相談ができます。

(2) 守秘義務について

- 一 施設及び施設職員は業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を保守します。ご協力頂いているボランティア・研修生・業者等ご利用者に関わる方達には守秘義務について説明しております。尚、この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 二 施設職員が退職後、在職中に知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を保守する様に必要な措置を講じます。
- 三 施設は以下の場合に限りご利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。
 - ① 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス施設との間で開催されるサービス担当者会議において、ご利用者の状態、ご家族等の状況を把握するために必要な場合
 - ② 上記①の外、介護支援専門員又は介護サービス施設との連絡調整のために必要な場合
 - ③ 現に介護サービスの提供を受けている場合で、ご利用者が体調等を崩し又ケガ等で病院へ行った時で、医師・看護師等に説明をする場合
- 四 ご利用者又はご家族等は、本契約により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。
- 五 ご利用者の中には地域の方に入所された事実を知られたくない方がおります。ご家族等において施設のご利用者・ご家族ら・職員の個人情報については口外しないようご協力を願いします。

10. 虐待防止に関する取り組みについて

当施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置を講じております。虐待を防止するための職員に対する研修を実施し、ご利用者及びそのご家族等からの苦情処理体制の整備を行っております。又、その他虐待防止のための必要な措置を講じております。

当施設はサービス提供中に施設従業員又はご利用者のご家族等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報を致します。

11. 身体拘束の禁止について

サービス提供にあたり身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合はこの限りではありません。

前項但し書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、直ちに「身体拘束に関する説明書」の書面にて行動制限を決定した氏名・制限の根拠・内容・見込まれる期間及び実施された期間を記録致します。

12. 口腔内(咽頭の手前まで)のたんの吸引、胃ろうによる経管栄養(栄養チューブ等の接続・注入開始を除く)について

厚生労働省の通知を受け、ご利用者に対する以下のケアの一部の行為を配置医・看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方向としております。

これらのケアは、特別養護老人ホームにおける他の医療的なケアと比べ、医療関係者との連携、協働の下では相対的に危険が低いとされており、又、施設内においても介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施、「医療安全管理委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行なうなど、ご利用者の安全確保に向けて最善を尽くしております。

13. 家庭復帰の支援について

当施設は、家庭生活が可能となった場合等に家庭復帰出来る様、必要な支援を行います。必要な場合にはご相談下さい。

当グループで実施する介護保険事業

介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム (介護予防) 短期入所生活介護	船橋健恒会ケアセンター 健恒会ショートステイ
居宅介護支援事業	健恒会ケアプランサービス
在宅介護支援事業	高根・金杉在宅介護支援センター
介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム (介護予防) 短期入所生活介護	船橋健恒会ケアセンター南館 なつみ平ショートステイ
(介護予防) 通所介護	なつみ平デイサービス
(介護予防) 通所介護	東海神デイサービス

14. 非常災害時の対策

①別途定める「消防計画」により対応します。

管轄消防署 船橋北消防署

②当施設の主な防災設備は次の通りです。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ・自動火災報知機 | ・非常通報装置 | ・室内消火栓 |
| ・防火扉 | ・スプリンクラー | ・避難階段 |
| ・誘導灯 | ・ガス漏れ警報器 | ・非常用自家発電 |

③消防署立会の総合訓練を年2回、又消防機器の点検を年2回行っております。「連絡ボード」に掲示します。その際はご理解ご協力を願いいたします。

災害時等にご家族等の協力を是非お願いしたいと考えています。ご協力頂ける方はお申し出下さい。

④BCP（業務継続計画）について

- ・最少人数での業務になるため、ご家族等への連絡がすぐにできない可能性があります。
そのため、ご面会等についてご来所時にキャンセルをお伝えする可能性があります。
 - ・入浴、排せつ、食事の回数や内容について変更する可能性があります。
 - ・看護職員が不在の場合、緊急やむを得ず、介護職員により吸引や経管栄養の処置を施行する場合があります。
- ご理解とご協力を願いします。

15. 施設の概要

敷地等

敷地 1,157.61 m²

建物構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建て

延べ床面積 3,293.99 m²

利用定員 8名

開設 平成15年10月1日

①居室 個室 54室 4人床 6室

居室は本人の心身の状態、介護状態等により法人の判断で変更します。居室移動の際はご協力を願いします。

②主な設備

食堂	6室	看護医務室	1室
静養室兼看護職員室	1室	介護職員室	2室
特別浴室	3室	個別浴室	3室

(特別浴室及び個別浴室は各フロアに設置しています。)

洗濯室	1室	スプリンクラー	全館
オゾン脱臭装置	全館	コミュニティースペース	1F
加湿器	2~4階フロア	計9台(11~4月頃稼働)	

16. 職員について

*内容は運営規定に準じます。

17. ボランティア等について

- 大学・専門学校・教職員・障害者施設等からの実習生や近隣の小・中学校の職場体験、ヘルパー講習・介護福祉士実習等の受け入れをしております。ご理解とご協力をお願いします。
- 介護補助業務職員(以下介護助手)を採用しています。ご利用者の直接のケアは行いませんが、「生活の場」である為、様々な業務がありそれらを担当しています。主にベッド周りの清掃や衣類整理や物品補充等を行っています。
- 介護助手や相談部・本部職員はご利用者にゆっくりとペースに合わせて食事等を楽しんでいただく為、介護職員の指導監督のもと介助を行っております。
- ボランティアの方々が多数来所され、ご利用者への余暇活動を行っております。ボランティアの活動上必要なご利用者の情報もお伝えする事があります。ボランティアへの情報開示をご希望されない方はお申し付け下さい。

18. ご意見・ご要望について

ご利用者へのご対応、職員の言動等でご意見・ご要望がある際にはご遠慮なく相談員・介護支援専門員・施設長及び館長へお話し頂けると幸いです。

又、施設での生活をより快適に過ごしていただくため、ご意見・ご要望又苦情の受付制度があります。

「制度のご利用方法」

ご意見等の申し出	苦情担当窓口又は第三者委員会に電話・面接・文書・FAX等の方法によりお申し出が出来ます。
内容の検討	苦情受付担当者が申し立て内容についての確認をします。
検討会議	調査確認を行い、必要に応じて検討会議を開きます。
話し合い	申し立て者と話し合いを行います。

ご意見箱の設置

東館は1階ロビーの「コーヒーコーナー」横、南館は1階エレベーター横にご意見箱を設置しております。エレベーター内に記入用紙をご用意しておりますので様々なご意見・ご要望をお待ちしております。

「苦情解決の第三者委員」

- 1, 矢野 宏子
2, 柏原 和治

電話番号 047-439-0312
電話番号 090-6227-8533

「他の機関」

解決しない場合等にご利用下さい

・船橋市指導監査課 指導監査第二係

電話番号 047-404-2712

・船橋市介護保険課

電話番号 047-436-2304

・千葉県国民健康保険団体連合会

電話番号 043-257-7428

※提供するサービスの第三者評価については未実施。

ご利用料について 別表(料金表)

以下の料金は、ご契約者等のご希望によりご利用された方のみご請求致します

《一例》

義歯洗浄剤、歯ブラシ、歯磨き粉、スポンジブラシ、口腔ケアウエットガーゼ、吸引歯ブラシ…

●ご利用者又はご家族等のご希望によりご利用された電気製品等は電気代をご請求します。
※今後電気代が変更になる場合もございます。

《一例》

テレビ代30 円/日

CD・ラジカセ20 円/日

電気毛布・アンカ 20 円/日

その他電化製品等も電気代を頂きます。

又、持ち込み・持ち出しされた場合は、必ず相談部にご連絡下さい。お申し出頂けない場合は料金を請求致します。

書類発送代請求書・領収書発送希望者切手代 実費

物品整理保管管理手数料 10,000 円/ダンボール 1 個 (1 ヶ月あたり) …保管状況は余りよくありません。

その他粗大ごみ処分料 …送料など実費相当

金銭管理代行料3,000 円/月

立替管理料750 円/月

口座振替手数料210 円/月

書道クラブ200 円/回

行事費実費相当分

理髪実費相当分

病院受診に伴う燃料代…実費相当分

栄養補助食品実費相当分

抗インフルエンザ薬及びそれに伴う診療代…実費相当分

退所時の物品等の処理代、居室設備器具等の破損時は、修繕費の実費を頂きます。

食事に関する費用

行事食(敬老会・クリスマス・年越し・お正月・雛祭り・お花見・端午の節句・七夕等)
.....330 円から 1,100 円程度/1 回

特別なおやつ代220 円程度/1 回

ドリンクバー (ココア、コーヒー、ミルクティ、きな粉ゼリー、カルピス等)
.....40 円/1 杯

重要事項説明の年月日

健恒会ショートステイの利用に際して、契約に基づき重要事項の説明を行いました。

重要事項説明の説明年月日	年	月	日
事業所	所在地	千葉県船橋市金杉町 141-2	
	事業所名	短期入所生活介護 健恒会ショートステイ	
	説明者		印

本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護 健恒会ショートステイの利用に同意しました。

同意年月日 年 月 日

契約者	氏名	印
(代筆)		

身元引受人 (1)	氏名	印 (契約者とのご関係)
	緊急連絡先	TEL :
	緊急時移動	移動手段 : 所要時間 : 分

身元引受人 (2)	氏名	印 (契約者とのご関係)
	緊急連絡先	TEL :
	緊急時移動	移動手段 : 所要時間 : 分

窓口担当者	氏名	印 (契約者とのご関係)
	緊急連絡先	TEL : MAIL :
	緊急時移動	移動手段 : 所要時間 : 分